

令和5年8月25日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会  
(公印省略)

**感染症法に基づく発熱外来に係る医療措置協定に向けた確認について**  
**～大阪府より回答機関あてにメールが直送～**

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、大阪府においては、「感染症法に基づく医療措置協定にかかる事前調査（以下、「事前調査」と記載）が実施<sup>\*</sup>されたところです。  
このたび発出された大阪府の通知では、下記の内容が記されています。

- ・ **事前調査に回答した医療機関は、府との間で令和6年4月1日施行の改正後の感染症法第36条の3に基づく協定の締結を行う予定**
- ・ 協定締結後、当該協定の内容（対応可能患者数等）を府のホームページで公表するとともに、協定に記載した各医療機関の対応可能患者数の合計が、府全体の対応能力として予防計画に位置付ける
- ・ 事前調査の項目のうち、流行初期（新興感染症発生の公表時点から概ね1週間後～3か月）の発熱外来に係る対応可能患者数について、新型コロナウイルス感染症疑い患者の受入実績を踏まえた数値を反映させる
- ・ 事前調査に回答した医療機関には照会メールが送付される（約2,000医療機関）
- ・ 照会メールの本文には、流行初期期間及び流行初期期間経過後の両期間について、事前調査の回答内容等を勘案した数値（協定締結予定の数値）が記載されており、**締結予定数値に問題がないか**の回答を求める（9月8日〆切）

大阪府通知の概要は上記の通りであり、貴会におかれましてはご了承の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

（ご参考までに、本年8月24日に日本医師会で開催された会議で厚生労働省が提出した資料の抜粋版を添付いたします）

※調査対象となる医療機関は、内科、小児科、耳鼻咽喉科、呼吸器内科、呼吸器科を標榜する診療所等の約5,500機関であり、大阪府の行政オンラインシステムで回答する形。

記

●問い合わせ先

大阪府コールセンター電話：**06-7178-3567**

（土曜日・日曜日・祝日含む8:00～21:00

「発熱外来の数値確認メールについて」とお伝えください）

大阪府医師会・地域医療1課（06-6763-7012）